

二次選定評価項目（案）

No	分類	項目	理由
1	立地特性	周辺の一般廃棄物最終処分場	・廃棄物処理施設は適切な環境対策のもと運営されており、廃棄物処理施設が集積することで、環境負荷が果加するものではないが、近隣住民の感情に配慮し、1km圏内の最終処分場の有無を評価対象とする。
2		主な支障物件、河川・水路、地下埋設物	・建設候補地内に支障物件等がある場合、それらの移設または補償が必要となる。 ・支障物件等の数・種類により、移設・補償に係る費用や手続きが異なる。住居の場合、居住者に移設の同意を得る必要があり、交渉が長期化すると施設整備スケジュールが遅延する可能性がある。 ・施設整備スケジュールは最終処分場整備事業の成否に係る重要事項であるため、評価対象とする。
3		道路の新設及び改修が必要な距離	・搬入道路は、建設時の工事車両や供用開始後の廃棄物運搬車両が通行するために必要であり、建設・維持管理において重要な道路である。 ・建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
4		排水先からの距離	・いずれの建設候補地も公共下水道の処理区域外にあるため、公共水域への放流が基本となる。 ・下流域の農業への影響を考慮すると、利用時点で浸出水処理水が十分に希釈される地点まで排水を整備した上で、放流する必要がある。 ・排水施設は、浸出水処理水を処理するために必要な施設であり、維持管理において重要な施設である。 ・十分な流量をもつ河川が建設候補地周辺にないこともあり、その場合は排水整備距離が長距離になる。一方で、既存施設の排水ルートを利用できることもあり、その場合は排水整備距離が短くなる。 ・建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
5		造成規模（横断方向の高低差）	・建設候補地の横断方向の高低差は、現地地形の形状を把握するうえで適切な判断指標である。 ・建設候補地の現地地形が適度な谷地形または平坦地の場合、最終処分場を整備するための造成工事の規模は小さくなる。一方、現地地形が尾根地形の場合、造成工事の規模は大きくなる。 ・造成工事の規模は、地形変化によって流域や景観に影響を及ぼすだけでなく、造成工事における掘削残土・購入盛土の量や、その運搬車両の台数にも関係する。 ・建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
6		農地の集団性	・農地法第五条により、農地を農地以外のものにする場合は、都道府県知事から許可を取得する必要があると定められている。また、農業振興地域の整備に関する法律第十三条では、農用地区域内の土地を、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外する場合の条件として、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことを挙げている。 ・一部候補地において、事業区内の農用地を除外転用する際、農作業の効率化に支障をきたす農用地を残さないように事業区外の農用地も併せて購入・除外転用する必要があり、用地費に影響するため、評価している。
7		民有林	・民有林とは、国有林以外を指し、個人、会社、社寺等が所有する私有林、及び地方自治体、財産区等が所有する公有林のことである。 ・森林法施行令の第二条の三で、開発行為の対象となる森林の面積が1haを超える場合は、都道府県知事から許可を取得する必要があることが定められており、群馬県林地開発許可技術指針Ⅱ「開発行為の許可基準の運用について」第5条で、残置森林の設置が義務付けられている。 ・森林法第十条の二第一項第一号で、民有林において地方公共団体が開発行為を行う場合の開発許可は不要と規定されているが、民有林の機能の重要性を考慮し、林地開発許可取得のための技術的基準である、群馬県環境森林部森林保全課が発行している林地開発許可申請の手引の群馬県林地開発許可技術指針を遵守することとする。 ・当該敷地の開発の必要性が生じた場合、群馬県林地開発許可技術指針において残置森林の設置が義務づけられており、用地費に影響するため、評価対象とする。
8		所有者数	・地権者数が多い場合、用地取得交渉が長期化し、施設整備スケジュールが遅延する可能性がある。 ・施設整備スケジュールは最終処分場整備事業の成否に係る重要事項であるため、評価対象とする。
9		平坦地の確保状況（跡地利用）	・設置する最終処分場の埋立終了後の埋立地において、平坦地（勾配0%）である区域が広いほど、跡地利用方法（公園、球技場など）が多様化する。 ・跡地利用計画は、近隣住民との意見交換においても重要である。 ・建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
10	生活環境	水道水源からの距離	・「前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規定」において、廃棄物処理施設の立地は水源の敷地の境界から500m以上あることと規定されている。（ただし、国又は地方公共団体が設置する場合、本規定は適用されない。） ・最終処分場を設置することによる下流域等への影響はないと考えられるが、飲み水の安全性に対する市民の不安を考慮し、上記規定に準拠して評価対象とする。
11		外周50m以内の家屋の数	・「前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規定」において、廃棄物処理施設の設置者は、廃棄物処理施設の敷地境界から50m以内の居住者の全員、敷地境界から300m以内の居住者の4/5以上の者の合意が必要とされている。（ただし、国又は地方公共団体が設置する場合、本規定は適用されない。）
12		外周300m以内の家屋の数	・最終処分場建設地周辺の家屋に対しては、騒音、振動、悪臭等の影響が生じないよう適切な対策を行うこととするが、近隣住民の感情に配慮し、上記規定に準拠して周辺の家屋の数を評価対象とする。
13		搬入ルート上の支障の有無	・搬入道路は、建設時の工事車両や供用開始後の廃棄物運搬車両が通行するために必要であり、建設・維持管理において重要な施設である。 ・搬入ルート上に支障物件等がある場合、それらの移設または補償が必要となる。 ・支障物件等の数・種類により、移設・補償に係る費用や手続きが異なる。住居の場合、居住者に移設の同意を得る必要があり、交渉が長期化すると施設整備スケジュールが遅延する可能性がある。 ・施設整備スケジュールは最終処分場整備事業の成否に係る重要事項であるため、評価対象とする。
14		景観変化の影響	・本市では「前橋市景観計画」を策定し、それに伴う「前橋市景観条例」を制定し、平成22年7月1日に施行している。計画区域を全市域とし、赤城山を背景にした眺望の保全を中心に景観を保全するための景観形成方針を定めるとともに、大規模な建築物の景観形成基準や景観重要建造物の指定の方針等を定めている。 ・景観形成は、上記計画で定める本市の重要な政策方針であるため、評価対象とする。 ・本市の最終処分場の型式は未定であるが、オープン型であれば建設候補地の立地による差異が大きく、被覆型であれば立地による差異は小さいと考えられる。 ・景観変化の影響は、近景、遠景、観光・生活環境の項目を総合的に判断し評価を行う。
15		農用地区域への該当	・農用地区域は、農業振興地域内の農用地、土地改良事業施行区域内の生産性の高い農地、農業利用確保のため指定された土地等を指す。 ・農業保護の観点から、農用地区域への該当を評価対象とする。

理由
・廃棄物処理施設は適切な環境対策のもと運営されており、廃棄物処理施設が集積することで、環境負荷が果加するものではないが、近隣住民の感情に配慮し、1km圏内の最終処分場の有無を評価対象とする。
・建設候補地内に支障物件等がある場合、それらの移設または補償が必要となる。 ・支障物件等の数・種類により、移設・補償に係る費用や手続きが異なる。住居の場合、居住者に移設の同意を得る必要があり、交渉が長期化すると施設整備スケジュールが遅延する可能性がある。 ・施設整備スケジュールは最終処分場整備事業の成否に係る重要事項であるため、評価対象とする。
・搬入道路は、建設時の工事車両や供用開始後の廃棄物運搬車両が通行するために必要であり、建設・維持管理において重要な道路である。 ・建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
・いずれの建設候補地も公共下水道の処理区域外にあるため、公共水域への放流が基本となる。 ・下流域の農業への影響を考慮すると、利用時点で浸出水処理水が十分に希釈される地点まで排水を整備した上で、放流する必要がある。 ・排水施設は、浸出水処理水を処理するために必要な施設であり、維持管理において重要な施設である。 ・十分な流量をもつ河川が建設候補地周辺にないこともあり、その場合は排水整備距離が長距離になる。一方で、既存施設の排水ルートを利用できることもあり、その場合は排水整備距離が短くなる。 ・建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
・建設候補地の横断方向の高低差は、現地地形の形状を把握するうえで適切な判断指標である。 ・建設候補地の現地地形が適度な谷地形または平坦地の場合、最終処分場を整備するための造成工事の規模は小さくなる。一方、現地地形が尾根地形の場合、造成工事の規模は大きくなる。 ・造成工事の規模は、地形変化によって流域や景観に影響を及ぼすだけでなく、造成工事における掘削残土・購入盛土の量や、その運搬車両の台数にも関係する。 ・建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
・農地法第五条により、農地を農地以外のものにする場合は、都道府県知事から許可を取得する必要があると定められている。また、農業振興地域の整備に関する法律第十三条では、農用地区域内の土地を、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外する場合の条件として、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことを挙げている。 ・一部候補地において、事業区内の農用地を除外転用する際、農作業の効率化に支障をきたす農用地を残さないように事業区外の農用地も併せて購入・除外転用する必要があり、用地費に影響するため、評価している。
・民有林とは、国有林以外を指し、個人、会社、社寺等が所有する私有林、及び地方自治体、財産区等が所有する公有林のことである。 ・森林法施行令の第二条の三で、開発行為の対象となる森林の面積が1haを超える場合は、都道府県知事から許可を取得する必要があることが定められており、群馬県林地開発許可技術指針Ⅱ「開発行為の許可基準の運用について」第5条で、残置森林の設置が義務付けられている。 ・森林法第十条の二第一項第一号で、民有林において地方公共団体が開発行為を行う場合の開発許可は不要と規定されているが、民有林の機能の重要性を考慮し、林地開発許可取得のための技術的基準である、群馬県環境森林部森林保全課が発行している林地開発許可申請の手引の群馬県林地開発許可技術指針を遵守することとする。 ・当該敷地の開発の必要性が生じた場合、群馬県林地開発許可技術指針において残置森林の設置が義務づけられており、用地費に影響するため、評価対象とする。
・地権者数が多い場合、用地取得交渉が長期化し、施設整備スケジュールが遅延する可能性がある。 ・施設整備スケジュールは最終処分場整備事業の成否に係る重要事項であるため、評価対象とする。
・設置する最終処分場の埋立終了後の埋立地において、平坦地（勾配0%）である区域が広いほど、跡地利用方法（公園、球技場など）が多様化する。 ・跡地利用計画は、近隣住民との意見交換においても重要である。 ・建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
・「前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規定」において、廃棄物処理施設の立地は水源の敷地の境界から500m以上あることと規定されている。（ただし、国又は地方公共団体が設置する場合、本規定は適用されない。） ・最終処分場を設置することによる下流域等への影響はないと考えられるが、飲み水の安全性に対する市民の不安を考慮し、上記規定に準拠して評価対象とする。
・「前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規定」において、廃棄物処理施設の設置者は、廃棄物処理施設の敷地境界から50m以内の居住者の全員、敷地境界から300m以内の居住者の4/5以上の者の合意が必要とされている。（ただし、国又は地方公共団体が設置する場合、本規定は適用されない。）
・最終処分場建設地周辺の家屋に対しては、騒音、振動、悪臭等の影響が生じないよう適切な対策を行うこととするが、近隣住民の感情に配慮し、上記規定に準拠して周辺の家屋の数を評価対象とする。
・搬入道路は、建設時の工事車両や供用開始後の廃棄物運搬車両が通行するために必要であり、建設・維持管理において重要な施設である。 ・搬入ルート上に支障物件等がある場合、それらの移設または補償が必要となる。 ・支障物件等の数・種類により、移設・補償に係る費用や手続きが異なる。住居の場合、居住者に移設の同意を得る必要があり、交渉が長期化すると施設整備スケジュールが遅延する可能性がある。 ・施設整備スケジュールは最終処分場整備事業の成否に係る重要事項であるため、評価対象とする。
・本市では「前橋市景観計画」を策定し、それに伴う「前橋市景観条例」を制定し、平成22年7月1日に施行している。計画区域を全市域とし、赤城山を背景にした眺望の保全を中心に景観を保全するための景観形成方針を定めるとともに、大規模な建築物の景観形成基準や景観重要建造物の指定の方針等を定めている。 ・景観形成は、上記計画で定める本市の重要な政策方針であるため、評価対象とする。 ・本市の最終処分場の型式は未定であるが、オープン型であれば建設候補地の立地による差異が大きく、被覆型であれば立地による差異は小さいと考えられる。
・農用地区域は、農業振興地域内の農用地、土地改良事業施行区域内の生産性の高い農地、農業利用確保のため指定された土地等を指す。 ・農業保護の観点から、農用地区域への該当を評価対象とする。

No	分類	項目	理由
16	自然環境	保安林	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備等、特定の公益目的を達成するために指定される森林である。 ・水源涵養、自然災害防備、環境保全の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
17		鳥獣保護区	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域である。 ・環境保全の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
18		植生自然度	<ul style="list-style-type: none"> ・植生自然度は、植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す指標である。10ランクに区分される。 ・環境保全の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
19	災害危険	土石流危険区域・土石流危険渓流	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流危険区域は、土石流が発生した場合、土砂の氾濫が予想される地域である。 ・土石流危険渓流は、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある渓流である。 ・自然災害防備の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
20		急傾斜地崩壊危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険箇所は、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地および近接地である。 ・自然災害防備の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
21		崩壊土砂流出危険地区	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊土砂流出危険地区は、大雨などの影響により、谷沿いの不安定な土砂が水と一緒に一気に流れ出す危険がある地区である。 ・自然災害防備の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
22		土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域である。土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命、または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域である。 ・自然災害防備の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
23		山腹崩壊危険地区	<ul style="list-style-type: none"> ・山腹崩壊危険地区は、雨や地震などの影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある地区である。 ・自然災害防備の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
24		軟弱地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤は、盛土等の荷重により沈下を生じ、盛土端部がすべる等の変形が著しく、開発事業において注意する必要がある地盤である。 ・自然災害防備の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。

理由
<ul style="list-style-type: none"> ・保安林は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備等、特定の公益目的を達成するために指定される森林である。 ・水源涵養、自然災害防備、環境保全の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域である。 ・環境保全の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・植生自然度は、植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す指標である。10ランクに区分される。 ・環境保全の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・土石流危険区域は、土石流が発生した場合、土砂の氾濫が予想される地域である。 ・土石流危険渓流は、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある渓流である。 ・自然災害防備の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険箇所は、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地および近接地である。 ・自然災害防備の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊土砂流出危険地区は、大雨などの影響により、谷沿いの不安定な土砂が水と一緒に一気に流れ出す危険がある地区である。 ・自然災害防備の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域である。土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命、または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域である。 ・自然災害防備の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・山腹崩壊危険地区は、雨や地震などの影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある地区である。 ・自然災害防備の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤は、盛土等の荷重により沈下を生じ、盛土端部がすべる等の変形が著しく、開発事業において注意する必要がある地盤である。 ・自然災害防備の観点で重要であり、建設候補地の立地による差異が大きいため、評価対象とする。